

経税部
だより

これだけはやっておきたい電子帳簿保存法 実践アドバイスQ&A

税理士 廣川 桐子

2022年1月1日に施行された改正電子帳簿保存法(以下「電帳法」といいます)の2年間の猶予期間が終了し、2024年1月1日から新しいルールがスタートしました。今回は歯科医療機関において“これだけはやっておきたい”具体的な対応について、Q&A形式で説明します。

I 電子取引データの対象となる請求書等

新ルールで電子取引データの保存が義務化されるのはインターネットやメールなどによる電子取引データに限られます。手渡しや郵送による紙の請求書や領収書、契約書などで取引している場合は、従来通り書面保存ができます。そのため、歯科医療機関で対応しなければならない取引は一部に限られます。

保存義務がある電子取引データ

診療所が電子取引データで発行した請求書等	診療所が電子取引データで受け取った請求書等
治療費の請求書 社保診療・自費診療の領収書 物販(歯ブラシなど)の領収書 治療契約書 自費治療見積書 など	材料・物品購入の請求書・領収書 交通費・会費・交際費などの領収書 リース契約書 テナント借用契約書 機材購入時の見積書 など

II 想定されるケース

Q1 Amazonなどのインターネットサイトで消耗品を購入した場合は?

A1 購入したインターネットサイトから請求書や領収書などをダウンロードしてパソコンに保存する必要があります。このとき、データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことでフォルダの検索機能が活用できるようにしてください。
(例) 2024年1月31日に株式会社Yメディカルから330,000円の請求書をPDFファイルで受け取った。

■フォルダ名 20240131_330000_(株)Yメディカル.pdf

Q2 対面取引でクレジットカードやICOCA、電子マネーなどキャッシュレス決済をした場合は?

A2 従来通り受け取った紙の領収書を保存してください。キャッシュレス決済で紙の領収書が発行されない場合は、利用明細データを保存する必要があります。また、クレジットカードなどの利用(請求)明細書をデータでダウンロードした場合は電子データのままパソコンに保存してください。

Q3 インターネットバンキングで振込をした場合は?

A3 電子取引に該当します。振込等を実施した取引年月日・金額・振込先名等が記載されたデータをPDFなどで保存してください。

Q4 ファクスで送受信した取引書類の取り扱い?

A4 ファクス機器によっては電帳法の対象となります。

- ①受診した内容を紙出力するファクス機器
書面による取引として取り扱うため、紙での保存が認められます。
- ②受診した内容を電子保存するペーパーレスのファクス機器
電子取引に該当するため、データでの保存が必要です。

III 保存にあたっての注意事項

Q5 電子取引データの保存方法は?

A5 メールやウェブでやり取りした請求書や領収書を電子データのまま保存してください。保存するファイル形式はPDFに変換したものやスクリーンショットでも問題ありません。プリンターで紙出力する場合でも電子取引データは保存しなければなりません。

Q6 パソコンに保存するだけで良い?

A6 次の2つの要件を満たす必要があります。一つは、税務職員に速やかに提示できるようモニターや操作説明書などを備え付けておくことです。もう一つは、改ざん防止のための事務処理規定を制定しておくことです。事務処理規定は国税庁のHP(QRコード参照)のひな形を参考にしてください。2課税年度前の売上高が5000万円超の場合は、取引の日付・金額・取引先などの項目で電子取引データを検索できるようにしておく必要があります。



Q7 人手不足などで事務処理規定の制定が困難な場合は?

A7 以下の①と②を満たす場合には猶予措置が適用され、電子取引データをパソコンに保存しておくだけで問題ありません。

①所轄税務署長が相当の理由があると認める場合。「人手不足」「システム整備が間に合わない」「資金不足」など幅広い理由で認められます。事前申請は不要。

②税務調査等の際に以下に依拠することができるようにしている場合

- ・電子取引データのダウンロードの求め
- ・電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め

税務調査等の際に電子取引データを提示したり、電子取引データをプリントアウトした書面を渡したりできるようにしてください。保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。

Q8 バックアップは必要?

A8 バックアップデータの保存は法令上の要件とはなっていませんが、電子取引データは記録の大量消滅の恐れがあります。データの破損・消失のリスクを避けるためにも、バックアップを取っておく方が良いでしょう。

Q9 税務調査ではどのような場合に電帳法違反と判断されるのですか?

A9 電帳法に違反していると判断される基準は、調査官が税務調査に支障があると判断した場合になると考えられます。データの提示拒否や改ざんなど違反行為だけでなく、重要なデータが確認できない場合には必要経費や税額控除などの根拠となりません。

ちょっとアドバイス

紙で受け取ったレシートや領収書をスキャナで読み取って保存する「スキャナ保存」は、決められた期間内にタイムスタンプを付与する必要があるなど要件が厳しくなっています。自動仕訳のための読み取りや資料としてスキャンすることは問題ありませんが、必ず原本(紙)を保存してください。

委託手数料 年額 1万2000円~

労働保険(労災&雇用) 事務代行サービスが便利

メリット1

事務経費を削減

- ・保険料の申告・納付手続き
- ・従業員の入・退職時の雇用保険手続き
- ・雇用保険被保険者の名前変更手続き
- ・事業所の住所・名称変更などの手続き

メリット2

労災保険に事業主も入れる(特別加入)

労災保険は従業員の業務上や通勤中の負傷や疾病、死亡などに対して保険給付する制度ですが、労働保険事務組合へ事務委託することにより事業主や家族従事者、法人役員も労災保険に特別に加入することができます。

メリット3

保険料の分納ができる

労働保険料の額に関わりなく3回に分割納付できます。



事務組合の事務委託手数料(年額)

労災保険のみ委託(人数によらず)	12,000円
雇用保険被保険者数1~3人	12,000円
雇用保険被保険者数4~5人	18,000円
雇用保険被保険者数6人以上	30,000円

~労働保険加入義務と事務組合~

従業員を1人でも雇うと労働保険(労災保険・雇用保険)に加入し、保険料を納入する義務があります。大阪府歯科保険医協会では厚生労働大臣許可の労働保険事務組合を設立し、会員向けの事務委託を行っています。

労働保険のお問い合わせは、
共済部 TEL06-6568-7438まで